

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(アッティカ県に対する制限措置の一部強化 (2月11日から2月28日まで))

2021年2月10日
在ギリシャ日本国大使館

2月10日、ギリシャ政府は新型コロナウイルス対策として、アッティカ県に対する制限措置の一部強化について発表しました。2月8日当館より発出したメール(国内制限措置の一部制限強化(2/6当館からのお知らせの詳細) <https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100146802.pdf>)の追加措置となります。

今回の措置に関しては、官報が未だ掲載されておられませんので、詳細が判明次第、改めてお知らせさせていただきます。

■制限措置の有効期間

2月11日午前6時から2月28日まで

1 閉鎖等

- (1) 小売店、美容院、理髪店、ネイルサロン等の美容店、ショッピングモールは閉鎖
- (2) すべての学校は閉校とし、オンライン授業とする

2 営業の継続

- (1) スーパーマーケット、薬局、食料品店、ガソリンスタンド、クリーニング店、キオスクは営業可
- (2) 小売店はネット販売のみ営業可
- (3) 花屋は2月13日(土)及び2月14日(日)のみ予約制で営業可
- (4) メガネ・補聴器店、車検場(KTEO)、自動車修理店は予約制で営業可

皆様におかれましては、感染拡大とそれに伴う制限措置の強化で、ご心配、ご不便をお感じのことと存じますが、引き続き、可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい、マスクの適切な使用等により、感染防止に努めてください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

HP : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp